会　報

さんぱい福井

2024.1　第97号

一般社団法人
福井県産業資源循環協会

目　　次　　NO.97

◉　ご挨拶

• 年頭のごあいさつ（福井県知事）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

• 新年のご挨拶（谷﨑会長）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

●　行政便り

県内の特定外来生物とその対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・4

『福井市からの年頭の御挨拶とお知らせ』・・・・・・・・・・・・・・・・6

●　保健所便り（福井県若狭健康福祉センター）

「～排出事業者向け～ 廃棄物の処理を間違わないための基礎講座」
を開催しました・・・・8

○　協会便り

• 新年のごあいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

• 福井県における産廃処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

• 第19回産業廃棄物と環境を考える全国大会が開催されました・・・・・12

• 森林環境税が新たに導入されました・・・・・・・・・・・・・・・・・13

• 廃棄物処理法の欠格要件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

• 電子契約について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

• 労働安全衛生規則等の一部改正等について・・・・・・・・・・・・・・16

• 労働者の疲労蓄積度自己診断☑リスト（2023年改正版）・・・・・・・17

○　編集後記

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

年頭のごあいさつ

福井県知事　杉本　達治

新春を迎え、皆様方にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

一般社団法人福井県産業資源循環協会および会員の皆様には、平素から本県の環境行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、地球温暖化の影響により集中豪雨が頻発し、全国的に災害廃棄物の処理が難航するなか、本県では貴協会のご協力により災害廃棄物仮置場の設置から処理までの体制がいち早く構築され、被災地の早期の復旧につながっていることについて重ねて御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が感染法上の５類へ移行し、社会経済活動が徐々に戻ってきました。一方、物価高の影響が長引き、県民のみなさまの日々の生活を守るため、経済対策に全力で取り組んでまいりました。

廃棄物関係については、プラスチック新法に基づくプラスチック使用製品廃棄物の再商品化に向けた再商品化計画の認定が始まるなど、循環型社会に向けた動きが広がる中、県では、貴協会に協力いただいて県民を対象とした廃棄物処理施設のバスツアーを実施し、リサイクルについての理解を深めるとともに廃棄物処理施設は地域産業に欠かせないことについての理解促進に努めたところです。

さて、新しい年は、いよいよ３月16日に北陸新幹線の福井・敦賀開業を迎えます。外に開かれ、チャレンジの舞台が大いに広がる「ふくい新時代の幕開け」です。県勢を大きく飛躍させる百年に一度のチャンスを最大限に活かし、交流人口の拡大はもとより、さらなるビジネスや人材の誘致につなげ、新幹線効果を最大化・持続化してまいります。

さらに、日本一幸福な子育て県「ふく育県」の拡大や教育の充実、若者や女性の活躍推進、価値づくり産業の創出や農林漁業の成長産業化、医療・福祉の充実、防災・減災対策など、県民のみなさまの住みやすさをより一層高め、一人ひとりの最大幸福を追求する「幸せ実感社会」の実現を目指します。

また、カーボンニュートラルの実現に向けて、エネルギー源の転換や省エネの推進に「オールふくい」で取り組み、地域の持続可能な発展につなげていきます。

最後となりましたが、一般社団法人福井県産業資源循環協会および会員の皆様が、今後ますますご発展されることを心から祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。

○　新年のご挨拶

一般社団法人　福井県産業資源循環協会
会長　　谷﨑　　晃

新年あけましておめでとうございます。

皆様には健やかに新年をお迎えのことと存じます。

また、日頃より当協会の運営に関し多大なご理解・ご協力を頂いていることに対し紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、今年の災害は何時、何処で起こっても不思議ではない時代となっており、その原因の一端が地球温暖化にあると言われていますが、環境保全の一端を担う我々廃棄物処理業界も一層の努力が必要となっております。

災害時に発生する廃棄物の処理につきましても、一昨年の福井県及び福井市に加え昨年は新たにあわら市、坂井市、大野市との間でも「災害廃棄物の処理に関する協定」を締結することが出来ました。そして昨年７月に発生した豪雨災害におけるあわら市の依頼にも直ちに対応することが出来ました。この業務に携わっていただきました会員の方にはあらためて御礼申し上げます。

昨年12月１日に、飲酒検知の義務化が強化され、緑ナンバーの車両だけでなく、白ナンバーの車両にも一定数の社用車を有する事業所に対するアルコール検知器によるドライバーの飲酒検知義務が課されて、我々のような車両による収集・運搬の業務を行う事業者の責任も強化されたところです。

このように廃棄物処理法以外の法律も順次改正されていく中で、「協会の会員に任せてよかった」と誰からも思われるような事業者となるよう、会員の地位向上に努めたいと考えております。

終わりになりましたが、会員の皆様には本年も一層のご支援・ご協力を賜わりますようお願いして新年のご挨拶とします。

県内の特定外来生物とその対応について

福井県エネルギー環境部自然環境課

人間活動は、自然環境やそこに生息する生物に大きな影響を与えることがあります。その１つとして、人間の活動範囲の拡大によって、もともとその地域にいなかった生物が、意図的・非意図的を問わず新たに侵入することで、在来の生物に影響が及ぼされることが挙げられます。このように外部から新たに持ち込まれた生物のうち、特に海外から持ち込まれた種を「外来生物」といいます。さらに外来生物の中でも、生態系、人の生命・身体等へ特に影響・被害を及ぼす、またはそのおそれがある種は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」によって「特定外来生物」に指定されています。特定外来生物は、飼育・栽培、放出、生きた個体の運搬、販売等が規制され、違反した場合の罰則が設けられています。令和５年度には、アカミミガメとアメリカザリガニが規制の一部を適用除外（飼育等については許可や届出等なしに可能）とする形で新規指定されました（「条件付特定外来生物」）。

県内の特定外来生物の状況

特定外来生物には、令和５年９月１日時点で159種類が指定されており、オオキンケイギク（植物）、ヒアリ類（昆虫）、オオクチバス（魚類）、ウシガエル（両生類）、カミツキガメ（爬虫類）、アライグマ（哺乳類）など多岐に渡ります。県内では、野外で未定着のものも含め、23種（動物14種、植物９種）が確認されています（令和５年12月現在）。その中には、県内広域に分布拡大してしまっている特定外来生物もおり、地域の生態系等に影響を与えていると考えられます。

（写真１）アカミミガメ

（写真２）アメリカザリガニ

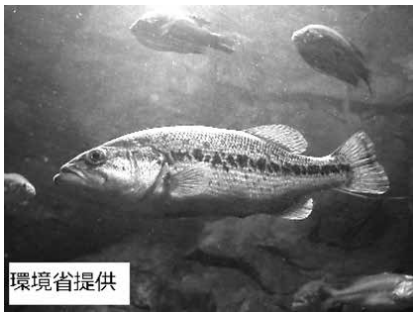

（写真３）オオクチバス

県や市町では、野外定着している特定外来生物の個体数を減らしたり、根絶したりすることを目的に、管理者や自然再生団体、地域住民等と協力しながら防除に取り組んでいます。さらに、県内での確認はまだなくとも近隣府県で確認・分布拡大をしている種もおり、こうした種の侵入があった際には、早期対応により分布拡大を防ぐことが必要になります。

地域での特定外来生物の駆除活動

県や市町以外にも、河川敷や道路敷、ため池、湿地など、県内各地で県民の方々による駆除活動は数多く行われています。特定外来生物対策には、こうしたボランティア等での地道な取組みが欠かせません。一方で、前述のとおり特定外来生物の取扱いにはいくつかの規制（保管（飼育）・放出（脱走を含む）・生きた個体の運搬などの禁止）があるため、駆除の際には注意が必要です。

駆除した特定外来生物はゴミ（廃棄物）として処分することになります。以下では、ボランティア活動などで行われることが多い、特定外来生物であるオオキンケイギクとオオハンゴンソウの駆除について、その方法、注意点を記載します。

〇オオキンケイギク（茎の高さ：30～70cmほど）

- 抜取りまたは刈取りを行う。種子ができる時期（６～９月頃）以前に行うことが望ましい。
- 駆除したものは、飛散しないように袋に入れて枯死させた後、市町の処分方法に従い処分。
- 駆除の道具や衣服に種子などが付着し、作業場所外へ持ち出されないように注意。

〇オオハンゴンソウ（茎の高さ：１～３mほど）

- 種子により分布を広げるだけでなく、地下の茎によっても広がる。
- 種子ができる時期（８月頃）より前の駆除では、抜取ってその場で枯死させた後、市町の処分方法に従い処分。
- 種子ができた後の駆除では、上記に加え、種子（花）の部分を切除し、袋に入れて処分。
- 駆除の道具や衣服に種子などが付着し、作業場所外へ持ち出されないように注意。

（写真４）オオキンケイギク

（写真５）オオハンゴンソウ

『福井市からの年頭の御挨拶とお知らせ』

福井市市民生活部環境事務所
環境廃棄物対策課

新春を迎えまして、皆様方にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

一般社団法人福井県産業資源循環協会及び会員の皆様には、平素から、本市の環境行政及び廃棄物行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、日頃から、産業廃棄物の適正処理の推進、再生利用等の調査研究、普及啓発事業などに尽力され、生活環境の保全や公衆衛生の向上に大きく寄与されておりますことに、重ねて感謝申し上げます。

本市が中核市になったこともあり、貴協会から記事掲載の御依頼がありましたので、初めて寄稿させていただきます。

さて、本市が令和元年度（平成31年４月）に中核市に移行し、５年目を迎えております。本市の中核市移行により、保健衛生に係る事務をはじめ、環境や産業廃棄物、福祉等に係る事務が県から市に移譲されました。そのため、廃棄物処理法や大気汚染防止法等に関する相談、手続きの窓口も当課に変更となりました。移行にあたっては、県と連携しながら準備を行うとともに、関係事業者の皆様には、窓口変更に係る通知を送付するなど、中核市移行に係る変更点等の周知に努めてきたところです。事業者の皆様には御不便をおかけしましたが、それほど大きなトラブルもなく、スムーズな移行ができたのも、一重に皆様方の御理解と御協力の賜物と感謝しております。

本日は、この紙面をお借りしまして、本市の中核市移行後に問い合わせ等が多い事項や御注意いただきたい事項について、改めてお知らせさせていただきます。

本市が中核市に移行したことで、「１　産業廃棄物収集運搬業の許可」については、これまで通り県知事の許可のみでよい場合と福井市長の許可も必要な場合があり、事業者様からお問い合わせが多い事項です。なお、福井市長の許可を取得した場合は、福井市内で積込み又は積卸しする場合の排出事業者との契約書には、県知事の許可証に加えて、福井市長の許可証の写しも添付してください。

また、「２　産業廃棄物処分業の許可」、「３　産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告」、「４　自動車リサイクル法関連事業者の登録・許可」についても、御注意いただきたい事項となっておりますので、今一度、御確認をお願いします。

1　産業廃棄物収集運搬業の許可

区　分		必要な許可
①県内全域で収集運搬業を行う場合	ア　福井市内に積替え保管施設を有する場合	県知事と福井市長の両方の許可
	イ　福井市以外の県内に積替え保管施設を有する場合	県知事の許可
	ウ　積替え保管なし	県知事の許可
②福井市内のみで収集運搬業を行う場合	ア　福井市内に積替え保管施設を有する場合	福井市長の許可
	イ　積替え保管なし	福井市長の許可

※福井市長の積替え許可を新たに取得した場合は、県に変更届を提出し、許可証の書換えを行ってください。県の許可証に福井市内で積替え許可がある旨の記載がされます。

(例)

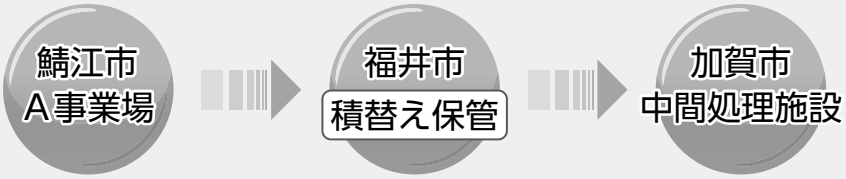

※上記の場合、福井県（積替え保管を含まない）、石川県（積替え保管を含まない）及び福井市（積替え保管を含む）の許可が必要となります。

2　産業廃棄物処分業の許可

区　分	必要な許可
①福井市内に処理施設を設置して処分業を行う場合	福井市長の許可
②福井市以外に処理施設を設置して処分業を行う場合	県知事の許可

※福井市内と福井市以外の両方に処理施設を設置して処分業を行う場合は、それぞれ県知事と福井市長の許可が必要となります。

3　産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告

区　分	提出先
①福井市内の事業場で交付したマニフェストの報告	福井市長へ提出
②福井市以外の事業場で交付したマニフェストの報告	県知事へ提出

※事業場ごとに報告が必要です。様式に変更はありませんが、宛先は福井市長宛で提出してください。

4　自動車リサイクル法関連事業者の登録・許可

区　分	必要な登録・許可
①福井市内に事業所を設置する場合	福井市長の登録・許可
②福井市以外に事業所を設置する場合	県知事の登録・許可

※福井市内と福井市以外の両方に事業所を設置する場合は、それぞれ県知事と福井市長の登録・許可が必要となります。

「～排出事業者向け～ 廃棄物の処理を間違わないための基礎講座」を開催しました

福井県福井健康福祉センター　環境衛生課

福井健康福祉センター環境衛生課です。一般社団法人福井県産業資源循環協会および会員の皆様には、日頃から当センターの環境廃棄物行政の推進にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、このたびの新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、みだしの講座を数年ぶりに集合型で開催しましたので、その概要を紹介いたします。

本講座は、業務で産業廃棄物に関わる方、特に廃棄物処理法において、廃棄物の処理責任を有する排出事業者の方々に、法令で定められたルールを理解、把握することを通じ、より適正に廃棄物の関連業務に携わっていただくことを目的として、県内６か所（10月31日～11月22日）で開催しました。

当センターは、福井市および永平寺町に事業所が所在する事業者を対象に、福井市環境廃棄物対策課と合同で開催しました。講座のプログラムは、以下のとおりです。

○廃棄物の処理を間違わないための基礎講座 プログラム

（1）産業廃棄物の適正処理のために
（2）県内排出事業者に係る不適正処理事例
（3）福井県認定リサイクル製品の利用促進
（4）PCB廃棄物等の期限内処理に向けて
（5）福井市廃棄物減量等アドバイザー事業の案内

当日は、約60名の参加があり、２時間程度の講義でしたが、熱心に耳を傾けていただいていました。

コロナ禍では、本講座をWeb形式で実施しておりましたが、久しぶりの集合型研修の開催は、一部クイズ形式で行うなど、受講者の方の状況を確認しながら講義をすすめることができました。

本講座が、廃棄物の発生抑制や適正処理に対する理解の一助となれば幸いです。

2024年３月には、北陸新幹線が福井・敦賀まで開業されることとなりました。

今後とも県内の生活環境が保全され、県外から訪れる観光客の皆様にも、自然豊かな福井を楽しんでいただけますよう、関係者の皆様には、引き続きご協力をいただきますようお願い申し上げます。

○県内の開催状況

	開催日程	開催場所（住所）
1	令和５年10月31日(火) 14:00～16:00	福井県立図書館　多目的ホール (福井市下馬町51-11)
2	令和５年11月２日(木) 13:30～15:30	若狭歴史博物館　講堂 (小浜市遠敷2-104)
3	令和５年11月６日(月) 14:00～16:00	敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」 (敦賀市東洋町4-1)
4	令和５年11月10日(金) 14:00～16:00	多田記念大野有終会館「結とぴあ」305・306 (大野市天神町1番19号)
5	令和５年11月13日(月) 14:30～16:30	サンドーム福井　管理会議棟　201、202研修室 (越前市瓜生町5-1-1)
6	令和５年11月22日(水) 14:00～16:00	道の駅さかい地域交流センター「いねす」交流ホール (坂井市坂井町蔵垣内34-14-1)

○講座の実施状況

○　新年のごあいさつ

本年もどうぞよろしくお願い申しあげます

令和６年　　一般社団法人福井県産業資源循環協会

会　　長	谷　崎　　晃	［㈱武生環境保全］
副　会　長	福　岡　秀　樹	［㈱アメニティウエルネス］
〃	北　川　賢　一	［㈲ユキチ産業］
理　　事	安　達　弘　幸	［福井環境事業㈱］
〃	大　山　吉　之	［㈲三方五湖環境］
〃	椛　山　義　之	［椛山建設㈱］
〃	木　下　高　廣	［㈱北陸環境サービス］
〃	白　﨑　孝　一	［敦賀環境整備㈱］
〃	土　本　正　道	［㈱土本組］
〃	福　岡　康　雄	［㈱フクヤ］
〃	宮　本　　理	［㈱ダイエイ］
〃	元　井　康　治	［㈱元井建設工業］
〃	山　田　宏　樹	［協栄産業㈱］
〃	吉　本　陽　子	［㈲吉本重建］
監　事	中　西　昭　雄	［中西木材㈱］
〃	山　形　幸　男	［㈱山形商店］

（あいうえお順）

顧　　問	大　森　哲　男	福井県議会議員
〃	小　堀　友　廣	同上
〃	仲　倉　典　克	同上
〃	大　家　清　紀	協会前会長

○　福井県における産廃処理施設

11月６日付け循環経済新聞によると、県内処理施設の中間処理施設が138社あり、そのうち焼却施設が39社。最終処分場に至っては10社となっているが､循環社会推進課の数字によると、焼却施設は21社、最終処分場に至っては安定型４社・管理型３社だそうで（これも稼働していない施設が含まれているので疑問)、循環経済新聞による数字に疑問が残る中、協会会員である北陸環境サービスの新たな焼却発電施設の３号炉が完成し本格稼働された。

発電出力は最大3,450kwで北陸最大規模の焼却能力を実現した。同社は県内唯一の管理型処分場も併設しており、収集運搬・選別・破砕・焼却・最終処分場まで全て自社の処理施設で一貫して処理で来る施設であり、期待がかかります。

また同社は、2020年より担い手が不足している米作りにも参戦しており、福祉団体にも寄贈するなど、本業以外の慣れない作業にご苦労を感じます。

災害廃棄物処理計画について

各市町での策定率は、富山県・石川県で100％なのに対し、当県は35％（6/17市町）とかなり遅れを取っているようですが、今年度中には全市町で策定されるようでもあるが、いかんせん他県より遅れをとってる感は否めない。

産業廃棄物処理公社

公社の立ち上げは､どのような理由でできたのだろうか。安定型しか稼働されていない現在、県民からの不平・不満が協会にも多く寄せられる。

県内では、廃棄物の搬入より他県への排出が明らかに多い。県内の廃棄物を県内で処理出来ない現状は如何なものか。その為には民間の施設を当てにするのではなく、行政が一役担うべきと思われる。

民間の処理施設に於いては、福井県の「要綱・要領」におけるしがらみがある等不便極まりない。国の法律に則り「要綱｣｢要領｣を書き換える必要があると思うが､行政の担当職員は２、３年で異動など、自分に関わる火の粉を避けているとしか思われない。

もっと真剣に関わっていただきたいものだ。

文責Ａ

○　第19回産業廃棄物と環境を考える全国大会が開催されました

「第19回産業廃棄物と環境を考える全国大会」が令和５年11月10日にグランドニッコー東京台場で開催されました。2019年の神戸大会以来、４年ぶりとなる開催に協会からは事務局を含め10名が参加しました。

初めに主催者として、（公社）全国産業資源循環連合会の永井良一会長,（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの関荘一郎理事長、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団の加藤幸男理事長が登壇し挨拶されました。

伊藤信太郎環境大臣は公務のため臨席できませんでしたが、ビデオメッセージで「岸田総理大臣からサーキュラー・エコノミー政策を重要な柱として位置付けるとのことなので、（産業資源循環業界などの）みなさまへ期待は大きなものになっている」と述べたほか、小池百合子東京都知事は、「サーキュラー・エコノミーという言葉が生まれる前からリサイクルに取り組みんできたみなさまは先駆者だ。これからも取り組みをけん引してほしい」と述べました。

また、今年度の循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰として、福井県からは元理事の石塚義徳氏（(株)高茂組）と堤彰一氏（福井環境事業㈱））の２名を含む全国で28名の方々が受賞されました。第19回目で福井県からは初の受賞であり、お二人には理事として長年にわたりご活躍いただいた賜物と感謝を申し上げるとともに、とても誉なことで喜ばしい限りでした。お二人ともおめでとうございました。後を続く受賞者が出ることを期待します。

続いて、基調講演として環境省環境再生・資源循環局次長の角倉一郎氏による「循環経済への移行による『新たな成長』の実現」と題しての講演がありました。

翌日には、東京都内にある廃棄物処理施設で視察研修を行いました。

○　森林環境税が新たに導入されました

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和元年３月に「森林環境税及び森林環境譲与税」が創設されました。これにより、国内に住所を有する個人に対して課税される税であり、**令和６年度**から、個人住民税均等割と併せて**一人年額1,000円**を市町村が付化徴収することになるようです。

徴収された森林環境税の全額は、客観的な基準に基づき按分され、都道府県・市町村に森林環境譲与税として譲与されるようです。

森林環境譲与税は、市町においては「森林整備及びその促進に関する費用」に、県においては「森林整備を実施する市町の支援等に関する費用」に活用することとされています。

＜福井県における森林環境譲与税の使途＞
森林環境譲与税の決算状況について（森林環境譲与税の使途）（県産材活用課HP）
https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kensanzai/sinrinkankyouzyouyozei.html

○　廃棄物処理法の欠格要件について

廃棄物処理法の許可にかかる欠格要件にはいくつかありますが、今回は法人の役員等が該当する場合について検討してみます。

廃掃法に規定する役員の範囲は業務を執行する社員＜支配人等を指す＞、取締役、またはこれらに準ずる者をいうと規定し、相談役、顧問、その他いかなる名称を有するかを問わず、法人に対し支配力を有すると認められる者がこれに当たります。そのため、例えば登記簿法上は役員として表示されていなくても、かっての代表取締役に就いていた者などで今も会社に多大な影響力がある人、５％以上の株を保有していたり、会社の土地の名義を有する者など、会社経営の意思決定に大きな権限を持つものなどが含まれます。

そして、これに該当する者が次のような事案に該当する判断された場合は赫々要件に該当するとして許可が取り消されます。

Ａ　心身の故障により適切に業務が行えないと判断された者
Ｂ　破産手続き開始後の復権を得ていない者＜破砕決定開始から欠格要件＞
Ｃ　刑事罰による場合
Ｄ　許可取り消し処分を受けた場合
Ｅ「おそれ条項」に該当した場合
Ｆ　役員等に欠格事由が生じている法人または個人
Ｇ　暴力団員等に該当する場合

なお、上記の欠格要件に該当する時点としては次のとおりとされています。

Ａ　知事により「心身の故障により適切に業務を行うことができない」と判断された時点
Ｂ　裁判所より破産開始の決定がなされた時点
Ｃ　裁判所より有罪判決を受け、判決が確定した時点
Ｄ　許可取り消し処分を受けた時点ならびに廃止届を提出した時点
（聴聞通知が行われる60日以内に役員であったもの）
Ｅ　おそれ条項に該当すると知事が判断した時点
Ｆ　上記、Ａ～Ｅの通り
Ｇ　暴力団員等に該当すると知事により判断された場合

欠格要件は以上のとおり明文化されていて明らかなのですが、筆者は「おそれ条項」該当を当てはめる場合については、未だ不信感を抱いており許可権者が恣意的に運用できるのではないかと思っています。

○　電子契約について

平成16年に「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（通称 e-文書法という）が施行されてから20年余が経っていますが、まだ廃棄物処理業の業界では十分活用がされていないようで、その理由として、法施行時には今ほどインターネットの普及が進んでいなかったことがあります。　しかしながら、物価などの高騰もあり、廃棄物処理事業者の方の中にも、せめて契約に伴う印紙税でも節約できないかとの観点から電子契約の検討をしたいと思われる方もあるでしょうから、少し触れて見たいと思います。

なお、電子契約と電子署名に関する記事についてはこの機関紙の2018年７月号（第75号）にも詳しく記載していますのでこちらも参考にしてください。

近年、電子帳簿の保存などあらゆる電子書類の保存などが義務付けられてきており、業者に委託している方もあると思いますが、電子マニフェスト等の保管も含めて皆様が使用している電子書類全般について検討される時期に来ているのかもしれません。

- 電子契約とは？

　従来の紙により書面を取り交わす契約ではなく、インターネットを使って電子署名やタイムスタンプを付与した電子ファイル（PDF等の電子文書）利用して行う契約です。電子署名というのは紙文書における押印やサインに相当するもので、タイムスタンプはある時刻に電子データが確実に存在していたことを証する消印のようなものです。電子署名については認証機関の電子証明書が必要です。

- 電子契約システム導入に際しては自社管理することも可能ですが、人的パワーや、保管管理等を含めるとシステム会社に委託することになると思いますが、例えば紙の契約書も一元管理する機能を持たせているシステム管理会社や電子マニフェストと共通管理を行える会社に委託するなど、色々ありますのでネット検索等でいくつかの会社の特徴や価格などを検討され、自社の目的に一番適している会社から選んでは如何でしょうか。

利用料金としては、基本料金と一件当たりいくらかの加算をされるのが通常ですが、解体業や建設業なども行うなど兼業部門も含めて印紙代を節約することを主に目的とされるなら印紙代として月額平均15万円を超える会社なら導入を検討されるといいと思います。

○　労働安全衛生規則等の一部改正等について

1．労働者の疲労蓄積度チエックリストが１月に改正されています（次ページ）。
従業員の疲労蓄積度を把握するとともに適切な措置を行っていただきたい。

2．昇降設備の設置が義務付けられる貨物自動車の範囲の拡大（R５.10.１施行）
- 最大積載量が２t以上の貨物自動車で荷を積み下ろす作業を行う時は、昇降設備を設置することが義務化。
- 昇降設備とは、作業の際に持ち運んで使用するものも含みます。

3．保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大（R５.10.１施行）
- 最大積載量５t以上、もしくは２t以上５t未満で荷台の側面が開放できるもの及びテールゲートリフターが設置されているもの。
- 保護帽とは「ヘルメット」です。

4．テールゲートリフターを使用して荷を積み下ろす作業への特別教育の義務化（R６.２.１施行）
- テールゲートリフターの操作の業務が、特別教育の対象となります。
- 特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、３年間保存する必要あり。
- テールゲートリフターの特別教育を受けた者でなければテールゲートリフターによる荷役作業を行えません。

5．運転位置から離れる場合の措置（R５.10.１施行）
- 運転席とテールゲートリフターの操作位置を離れる場合に義務付けられている。
- ブレーキを確実にかける。

※テールゲートリフター特別教育については各所にご相談下さい。(必須科目の受講が必要です)
《参考》• コマツ粟津教習所　２、３月に追加で開催されるようです。
https://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/awadu/
• ヤマト・スタッフサプライ株式会社にて２、３月に関西・中部での講習会あり
TEL　076-259-6280

文責Ａ

○　労働者の疲労蓄積度自己診断☑リスト（2023年改正版）

記入者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　実施日＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

このチェックリストは、労働者の疲労蓄積を、自覚症状と勤務の状況から判定するものです。

1．最近１か月間の自覚症状

各質問に対し、最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. イライラする	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
2. 不安だ	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
3. 落ち着かない	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
4. ゆううつだ	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
5. よく眠れない	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
6. 体の調子が悪い	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
7. 物事に集中できない	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
8. することに間違いが多い	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
9. 仕事中、強い眠気に襲われる	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
10. やる気が出ない	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
11. へとへとだ（運動後を除く）★1	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
12. 朝、起きた時、ぐったりした疲れを感じる	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
13. 以前とくらべて、疲れやすい	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
14. 食欲がないと感じる	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）

★1：へとへと：非常に疲れて体に力がなくなったさま

＜自覚症状の評価＞　各々の答えの（　）内の数字を全て加算してください。　　合計＿＿＿＿点

Ⅰ：　０－２点	Ⅱ：　３－７点	Ⅲ：　８―１４点	Ⅳ：　１５点以上

２．最近１か月間の勤務の状況

各質問に対し、最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. １か月の労働時間（時間外・休日労働時間を含む）	□ 適当（０）	□ 多い（１）	□ 非常に多い（３）
2. 不規則な勤務（予定の変更、突然の仕事）	□ 少ない（０）	□ 多い（１）	－
3. 出張に伴う負担（頻度・拘束時間・時差など）	□ ない又は小さい（０）	□ 大きい（１）	－
4. 深夜勤務に伴う負担 ★２	□ ない又は小さい（０）	□ 大きい（１）	□ 非常に大きい（３）
5. 休憩・仮眠の時間数及び施設	□ 適切である（０）	□不適切である（１）	－
6. 仕事についての身体的負担 ★３	□ 小さい（０）	□ 大きい（１）	□ 非常に大きい（３）
7. 仕事についての精神的負担	□ 小さい（０）	□ 大きい（１）	□ 非常に大きい（３）
8. 職場・顧客等の人間関係による負担	□ 小さい（０）	□ 大きい（１）	□ 非常に大きい（３）
9. 時間内に処理しきれない仕事	□ 少ない（０）	□ 多い（１）	□ 非常に多い（３）
10. 自分のペースでできない仕事	□ 少ない（０）	□ 多い（１）	□ 非常に多い（３）
11. 勤務時間外でも仕事のことが気にかかって仕方ない	□ ほとんどない（０）	□ 時々ある（１）	□ よくある（３）
12. 勤務日の睡眠時間	□ 十分（０）	□ やや足りない（１）	□ 足りない（３）
13. 終業時刻から次の始業時刻の間にある休息時間 ★４	□ 十分（０）	□ やや足りない（１）	□ 足りない（３）

★２：深夜勤務の頻度や時間数などから総合的に判断してください。

深夜勤務は、深夜時間帯（午後 10 時－午前 5 時）の一部または全部を含む勤務をいいます。

★３：肉体的作業や寒冷・暑熱作業などの身体的な面での負担をいいます。

★４： これを勤務間インターバルといいます。

＜勤務の状況の評価＞　各々の答えの（　）内の数字を全て加算してください。　**合計＿＿＿＿＿点**

A: ０点	B: １－５点	C: ６－１１点	D: １２点以上

３．総合判定

次の表を用い、自覚症状、勤務の状況の評価から、あなたの疲労蓄積度の点数（０～７）を求めてください。

【疲労蓄積度点数表】

		勤務の状況			
		A	B	C	D
自覚症状	Ⅰ	0	0	2	4
	Ⅱ	0	1	3	5
	Ⅲ	0	2	4	6
	Ⅳ	1	3	5	7

※　糖尿病、高血圧症等の疾患がある方の場合は判定が正しく行われない可能性があります。

あなたの疲労蓄積度の点数：＿＿＿＿点（０～７）

	点数	疲労蓄積度
判　定	０～１	低いと考えられる
	２～３	やや高いと考えられる
	４～５	高いと考えられる
	６～７	非常に高いと考えられる

４．疲労蓄積予防のための対策

あなたの疲労蓄積度はいかがでしたか？本チェックリストでは、健康障害防止の視点から、これまでの医学研究の結果などに基づいて、疲労蓄積度が判定できます。疲労蓄積度の点数が２～７の人は、疲労が蓄積されている可能性があり、チェックリストの２に掲載されている“勤務の状況”の項目（点数が１または３である項目）の改善が必要です。個人の裁量で改善可能な項目については、自分でそれらの項目の改善を行ってください。**個人の裁量で改善不可能な項目については、勤務の状況を改善するよう上司や産業医等に相談してください。**なお、仕事以外のライフスタイルに原因があって自覚症状が多い場合も見受けられますので、睡眠や休養などを見直すことも大切なことです。疲労を蓄積させないためには、負担を減らし、一方で睡眠・休養をしっかり取る必要があります。労働時間の短縮は、仕事による負担を減らすと同時に、睡眠・休養が取りやすくなることから、効果的な疲労蓄積の予防法のひとつと考えられています。あなたの時間外・休日労働時間が月 45 時間を超えていれば、是非、労働時間の短縮を検討してください。

2024年ってどんな年？

2024年の干支は「甲辰」。「春の日差しが、あまねく成長を助ける年」だそうで、すべてのものに降り注ぐという事は、これまで陰になっていた部分にも日が当たり、報われ大きな成長を遂げるといったことが期待できるが、逆に隠しておきたい部分にも日が当たり、大きな変化が起きる可能性があるそうな。

十二支の中でも実在しない辰。「甲」は十干の1番目。生命の循環でいえば最初に位置し、生命が誕生した状態を表すとしており、「辰」は十二支の5番目で、草木の成長が一段落し、整った状態をあらわすとされる。十干と十二支はいつ考え出されたのかは定かではないが紀元前には既に用いられていたようである。

2024年、人によっては、これまでの努力が認められ更なる成長を遂げる年になるかもしれないし、逆に人知れず頑張ってきたこと、自身でも気が付かなかった以外な才能が一気に開花する年になるかもしれません。

この原稿を書いている2023年12月某日、国会では〇〇税を上げるとか下げるとか審議していたと思われるが、キックバック問題で県選出の議員が自民党の党役員を辞任するなど大揉めとなっている。昔から話は聞き及んでいたが、隠しておきたい部分にも日が当たったということか。

税を上げる前に国会議員は襟を正すべきだし、まずは議員の数を減らすべきと思うが、自分達が制約されるなどの議論はされないままである。

2023年を一文字で例える今年の漢字「税」になったようだが、猛暑や物価の値上げ等も含めて「乱」ではないかと思うのは筆者だけであろうか。

2024年は念願（？）の北陸新幹線も開業されるが。個人的には料金も値上げになり、現行の特急より便数は減り、不便極まりないと思わざるを得ない（特に関西・中京方面）。

なにはともあれ、健やかな気持ちで新年を迎えたいものです。

※何度かご案内をしておりますが，協会はインボイス制度をとっておりません。ご了承下さい。

地震で災害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます

文責　A